# 13 駐 車 場

#### 【基本的考え方】

すべての建築物について、車いす使用者など車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人のために、建物の出入口やエレベーターホール等に近い車いす使用者用駐車施設等を設置する必要がある。また、車いす使用者等、必要としている人が不適正利用などにより駐車できないケースもあるため、各施設管理者がそれに対して十分に配慮をする必要がある。

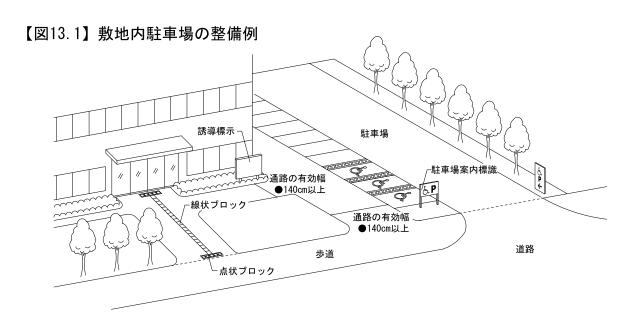
## ■整備基準 (規則で定めた基準)

	整備基準(遵守基準)		整備基準(努力基準)
[1]	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、	[1]	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢
	障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのう		者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、当
	ち1以上に、車いす使用者用駐車施設を1以上設けな		該駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合は当該駐車
	ければならない。		台数に 1/50 を乗じて得た数 (1 未満の端数が生じたと
			きは、これを切り上げて得た数)以上、全駐車台数が
			200 を超える場合は当該駐車台数に 1/100 を乗じて得
			た数(1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げ
			て得た数)に2を加えた数以上の、車いす使用者用駐
F07		F07	車施設を設けなければならない。
[2]	車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなけれ	[2]	同左
	ばならない。		
(1)	幅は、350cm以上とすること。	(1)	同左
(2)	当該車いす使用者用駐車施設から利用居室(当該建築	(2)	当該車いす使用者用駐車施設から利用居室等(当該建
	物に利用居室が設けられていないときは、道等。[3]		築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。
	において同じ。)までの経路の長さができるだけ短く		[3]において同じ。)までの経路の長さができるだけ短
	なる位置に設けること。		くなる位置に設けること。
[3]	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、	[3]	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢
	障害者等が利用する駐車場に車いす使用者用駐車施		者、障害者等が利用する駐車場に車いす使用者用駐車
	設を設ける場合には、当該車いす使用者用駐車施設又		施設を設ける場合には、当該車いす使用者用駐車施設
	はその付近に、当該車いす使用者用駐車施設から利用		又はその付近に、当該車いす使用者用駐車施設から利
	居室までの経路についての誘導表示を設けなければ		用居室等までの経路についての誘導表示を設けなけ
	ならない。		ればならない。

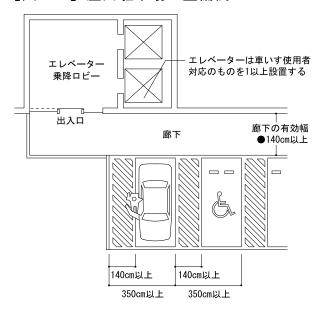
## ■整備基準の解説

(1)設置数	●車いす使用者用駐車施設を1以上設置する。	→【図 13.1】参照
	○車いす使用者用駐車施設の数は、次のとおりとする。	
	全駐車台数 200 以下の場合:全駐車台数×1/50 以上	
	全駐車台数 200 を超える場合:全駐車台数×1/100+2 以上	
(2)構造		
(有効幅)	●車いす使用者用駐車施設は、自動車のドアを全開した状態で車いすから自動車へ容	→【図13.2】参照
	易に乗降できる幅を確保する。整備基準で規定している幅は、普通車用駐車スペース	
	に、車いす使用者が転回でき、介助者が横に付き添えるスペース(幅 140cm 以上)を	
	見込んだものである。	
(経路)	●車いす使用者用駐車施設から各利用居室等までの経路は、移動等円滑化経路等とす	→ 【図 13.3】
	<b>ర</b> ం	【図 13.4】参照
	<ul><li>●建築物の出入口にできるだけ近い位置(屋内駐車場ではエレベーターホール入口付</li></ul>	
	近など)に、障害者が利用できる車寄せと駐車スペースを設けることが必要である。	
(3)誘導表示	●誘導表示は、当該車いす使用者用駐車施設から利用居室等までの誘導ができるもの	→【図 13.5】参照
	とし、車いす使用者にも見やすい位置・高さに設ける。	

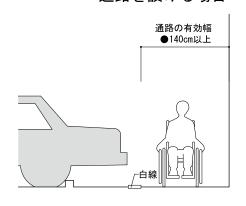
## 《参考図》



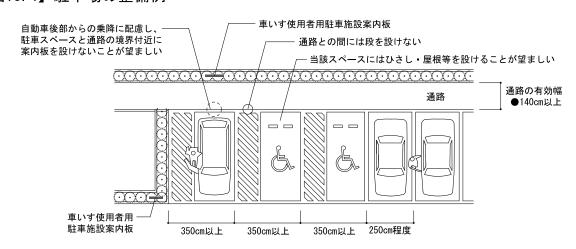
【図13.2】屋内駐車場の整備例



【図13.3】駐車スペース後ろに 通路を設ける場合



【図13.4】駐車場の整備例



章

●大きめの文字や図を用いるなど、わかりやすいデザインのものとし、背景との色の 明度、色相及び彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとする。

●一般用駐車スペースと区別するため、車いす使用者駐車施設の駐車スペース床面に│ 「国際シンボルマーク」を、乗降スペース床面に斜線をそれぞれ塗装表示し、付近に 標識を設けることとし、これらは運転席からも判別できる大きさとする。

→「14標識」参照

(車いす使用者用駐車施設付近に設置する標識は、車いす使用者の通行や後部側ドア からの乗降に配慮して、利用者の支障とならない位置に設置する。)

- ●車いす使用者用駐車施設に、一般の自動車が駐車するのを避けるため、その旨の表 示をする。
- ●駐車場の進入口には、車いす使用者用駐車施設が設置されていることが分かるよう に標識を設けることとし、駐車場の入口から車いす使用者用駐車施設に至るまでの誘 導用の標識を設ける。

→1/100 程度の水

こう配は許容

→P119 コラム参照

### その他の 注意事項

- ●床面又は地面は、車いすでの移乗に配慮し、できる限り水平にする。
- ●車いす使用者用駐車施設から利用居室等までの経路は、移動等円滑化経路等となる。
- ●車いす使用者用駐車施設は平置きを原則とする。やむを得ず、機械式駐車施設とす る場合においても、幅350cm以上確保しなければならない。

#### ■望ましい整備

#### スペース

- ◎車体スペースの両側に 140cm 以上の乗降用スペースを設ける。
- ◎複数台分のスペースを設ける場合は、2台以上のスペースを並べて設ける。
- ◎バンタイプの車いす使用者対応車両では、後部側ドアの開閉が通常であり、幅員と ともに奥行きについても配慮する。
- ◎車体後部からスロープ又はリフトの出る福祉車両等に配慮し、奥行き 8m 以上のス ペースを確保する。ただし、奥行き 8m 以上を確保することが困難な場合には、停車用 スペースを別に確保する。

設備

- ◎雨天時の車いす使用者等の乗降を考慮して、車いす使用者用駐車施設、車いす使用 者用駐車施設から駐車場へ通ずる出入口への通路、停車用スペースに、屋根又はひさ しを設ける。
- ◎車いす使用者等駐車施設等に屋根等を設ける場合は、車いす用リフト付車両を想定し、 高さ230cm 程度以上を確保する。
- ◎見通しの悪いカーブなどの箇所には、ミラーを設ける。

表示

- ◎「国際シンボルマーク」の塗装表示だけでは、駐車した際に隠れてしまうことから、 車いす使用者等に分かりやすくし、また不適正利用がなされないよう、床面全体を青 色などの目立つ色で塗装をする。
- ◎車いす使用者の他、外見からわからない人も含めて車の乗り降りや移動の際に配慮 | →【図 13.6】参照 が必要な方を対象とすることを明示するため、車いす使用者用駐車施設付近の分かり やすい場所に、「国際シンボルマーク」とあわせて「ヘルプマーク」などを記載した標 識を設置する。
- ◎車いす使用者駐車施設とは別に、通常の区画を活用し、車いす使用者ほど広いスペー 一スを必要としない歩行に配慮が必要な人が利用できる区画を増やすため、「思いやり 駐車区画」を整備し、利用対象者を明示した標識を設置する。
- →【図 13.6】参照

## 《参考図》

#### ヘルプマーク

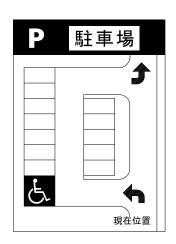
義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、都が作成したマーク。都営地下鉄の各駅等で配布。



## 【図13.5】立札による表示例







## -《コラム》

## ■機械式駐車場

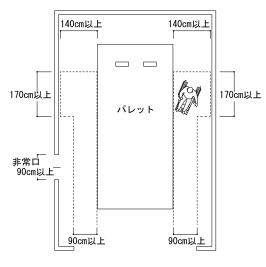
車いす使用者用駐車施設は平置きを原則とする。ただし、敷地の 状況等によりやむを得ず機械式駐車場に車いす使用者用駐車施設を 設ける場合には、整備基準に適合するものとし、高齢者、障害者等 が車の乗降に支障なく、円滑に利用できるものとする。そのため、 車いす使用者が管理人等の介助がなくても自力で乗降できるものと し、人的介助のみを前提とした通常の機械式駐車場は該当しない。 また、当該車いす使用者用駐車施設から利用居室等までの経路は移 動等円滑化経路等、当該車いす使用者用駐車施設から各住戸までの 経路は特定経路等となるため、経路上に段差を設けてはならない。 さらに、機械式駐車場技術基準のパリアフリー対応駐車装置の基 準を参考とする。

#### 【参考】機械式駐車場技術基準 (一部抜粋)

- 人の通路は、幅 0.9m以上、高さ 1.8m以上、段差及びすきまは 0.02m以下とすること。
- 非常口へ通ずる通路も上記に準ずることとし、非常口は、0.9m以上、高さ1.8m以上で、内側から容易に開けられるようにすること。
- ・自動車への乗降部分は車いすの転回を考慮して、車いすの進行方向に対して幅 1.4m以上、奥行き 1.7m以上の空間を確保すること。
- ・バリアフリー対応駐車装置の操作盤の少なくとも1面は、車いすに 乗ったままで操作できるよう床面から1m程度の高さに設けること。
- 一部の収容台数に対してバリアフリー対応駐車装置を適用する場合は、該当する搬器とそれ以外を識別できるように色分け、マーキング等の処置を施すこと。

(出典:機械式駐車場技術基準 同解説 2008 年版 公益社団法人 立体駐車場工業会)

#### 機械式駐車場に車いす使用者用 駐車施設を設けた例



## 《参考図》

## 【図13.6】駐車施設に設置する看板の記載例

	市以大体田老駐市佐訊	思いやり駐車区画を整備できる場合		
	車いす使用者駐車施設 のみの場合	車いす使用者 駐車施設	思いやり駐車区画	
マーク	<b>E</b> :	5	+ <必要に応じて>	
説明文	この場所は、 <u>身体の不自由な</u> 方、 <u>身体内部に障害のある方</u> など、車の乗り降りや移動に 配慮が必要な方が利用する車 両専用です。一般の方は駐車 をご遠慮ください。	この場所は、車いす 使用者など <u>身体の不自由な方</u> が利用する 車両専用です。一般 の方は駐車をご遠慮 ください。	この場所は、 <u>身体の不自由な</u> 方、 <u>身体内部に障害のある方</u> など、車の乗り降りや移動に 配慮が必要な方が利用する車 両が優先です。	

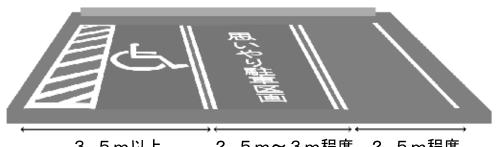
#### 思いやり駐車区画

#### ● 対象者

車いす使用者ほど広いスペースを必要としない歩行に配慮が必要な内部障害者や聴覚・視覚 障害者、その他の障害者、難病患者、高齢者、けがをした方、妊産婦など。

- 設置場所
  - 可能な限り出入口に近い場所 (車いす使用者用駐車施設に隣接した位置など)。
- 設置台数
  - 各事業者の実情に応じて定める。
- 広さ
  - 通常の駐車区画と同等(2.5m程度)。可能であれば3m程度とやや広めにする。
- 案内表示の設置
  - 利用対象者の説明や、対象者を示すマークを看板に表示する。
- 区画の塗装
  - ①「思いやり駐車区画」の文字を塗装する。②車いす使用者用駐車施設とは別の色(緑色など)で床面全体を塗装し目立たせる。③対象者を表すシンボルマークを塗装する(障害者のための 国際シンボルマークは表示しない)。

#### 【区画の整備例】



3.5 m以上 車いす使用者用駐車施設

2.5m~3m程度 2.5m程度 思いやり駐車区画 -般車用